

第12章 日本で車を運転するなら

1 自分の国の運転免許証を持っている場合

日本で運転する場合は、学科・技能・適性試験を受けて自国の運転免許証を日本の免許証に切り替えます（韓国で免許を取得した方は学科試験・技能試験を免除されます。）。学科試験は中国語、英語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ペルシャ語、ロシア語、タイ語、タガログ語で受けられますが、電話予約が必要です。

1) 切り替えの条件

- ①取得している外国の免許証が有効期間内であること。
②外国の運転免許を取得した日から、3ヶ月以上その国に滞在したことが証明できること。
③日本の法令で定める道路の交通の方法、その他自動車等の運転について必要な知識、技能を有していること。

2) 必要書類

- ①写真1枚（たて3×よこ2.4cm）（6ヶ月以内に撮影したもの）
②在留カード
③旅券（パスポート）
④自国の自動車運転免許証
⑤翻訳証明書…自国の自動車運転免許証を日本語に翻訳したもの。
*各国の大使館、領事館かJAF（日本自動車連盟）で翻訳したものを提出してください（有料）。

□参考

・JAF（日本自動車連盟）山形支部
〒990-2402 山形市小立2-1-59 TEL:023-625-4520
平日 9:00～17:30（土、日、祝日、年末年始は休み）

⑥その他証明書類

- ・中国免許から切り替えの方は、中華人民共和国発行の「居民身份证」
・フィリピン免許から切り替えの方は、「オフィシャルレシート（領収証）」
・イギリス免許からの切り替えの方は、「カウンターパートドライビングライセンス」

2 運転免許証を国際運転免許証に切り替えて日本へ持参した場合

原則として、国際運転免許証で運転できます。運転可能な期間は日本に上陸した日から1年間または国際運転免許証の有効期間満了日のうち、どちらか先に到来する日までです。

なお、国際運転免許証には更新制度がありません。引き続き運転を希望する人は、自国で

はつきゆうしんせい あたら こくさいうんでんめんきよしよう しゆとく にほん めんきよしよう しゆとく
発給申請をして新しい国際運転免許証を取得するか、日本の免許証を取得することになり
ます。

3 日本での運転免許証の取得

にほん じどうしやきようしゆうしよ きようしゆう う しゆとく いっぱんてき ひよう えん
日本では、自動車教習所で教習を受け取得するのが一般的です。費用は20～30万円、
期間は1～2ヶ月位かかります。

◎問い合わせ先

・最寄りの自動車教習所、

・山形県総合交通安全センター

〒994-0068 天童市大字高揃 1300

TEL:023-655-2150